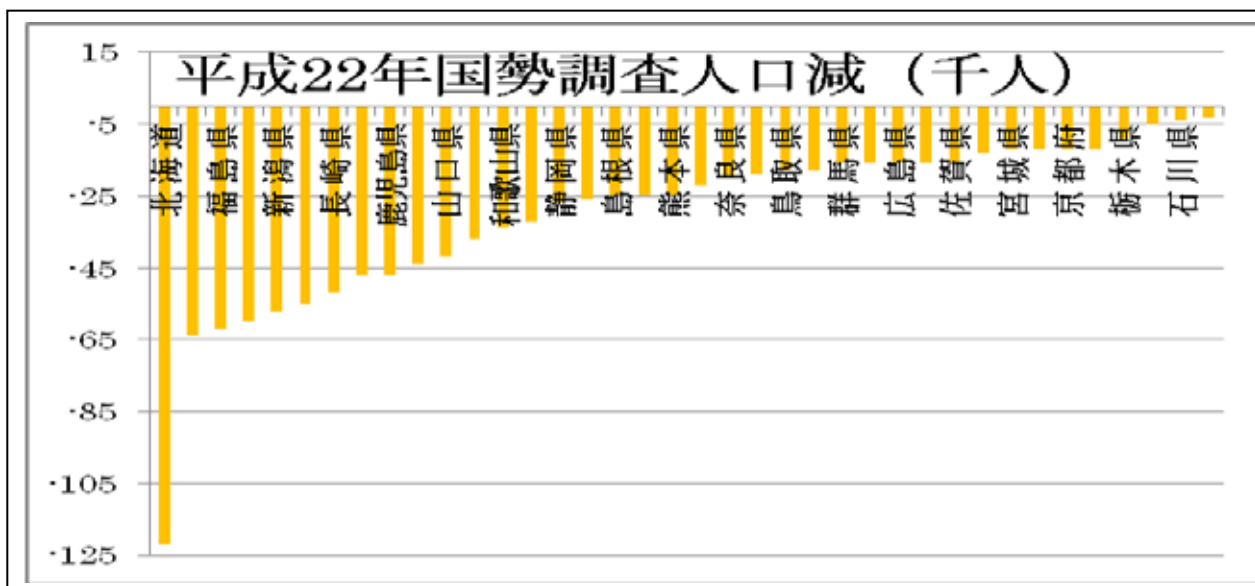


人口減少と過疎対策 - 平成 22 年度国勢調査結果の反映 -



(資料) 総務省統計局「国勢調査結果」より作成。(注) 平成 17 年国勢調査対比。

平成 22 年実施の国勢調査で日本の人口は 1 億 2805 万人となり、前回平成 17 年調査に比べ 0.2% 増のほぼ横ばいの動向となったことは周知のとおりである。しかし、都道府県別にみると平成 17 年調査に比べて人口が増加したのは、東京都、神奈川県等 9 都府県に過ぎず北海道を筆頭に他の道府県では人口が減少する動きを強めている。さらに市町村別にみると約 400 の自治体は僅かな人数も含め増加しているものの、その他の約 1300 の自治体では減少しており、二桁の減少率の自治体が 200 弱に達している。こうした人口動態は、今後人口減少が本格化する段階を迎え一層加速し、都市部への一極集中という問題を生じさせる要因となる。

しかし、問題はそれだけにとどまらない。過疎地政策の在り方の再検討が求められるところとなる。平成 24 年 4 月現在で過疎市町村数は全国で 775 自治体、その比率は 45.1% に達している。過疎自治体数は合併等により減少傾向にあるものの市町村全体に占める割合は平成 17 年 4 月現在の 37.5% に比べて着実に上昇している。過疎地政策の基本は、過疎地域に対する特別措置法にある。昭和 45 年度の「過疎地域緊急措置法」を皮切りに、昭和 55 年度「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年度「過疎地域活性化特別措置法」と続き、平成 12 年度「過疎地域自立促進特別措置法」が制定され平成 32 年度まで延長されている。この過疎市町村としての指定を受けることで過疎対策事業債の発行、国庫補助率の高上げ等財政運営を支える措置が可能となる。ここで課題となるのは、過疎市町村指定の人口要件である。現在の「過疎地域自立促進特別措置法」では、新たに「昭和 55 年から平成 17 年までの 25 年間で人口減少率が 17% 以上の要件」等が定められている。平成 17 年の国勢調査に基づく人口要件を平成 22 年国勢調査結果に置き換えると、足元の急速な人口減により過疎市町村となる自治体が人口要件上では急速に増える。非都市部の市町村にとって過疎指定を受けている自治体と過疎指定を受けていない自治体では財政運営に大きな格差が生じ、過疎市町村の指定を平成 17 年国勢調査結果では受けられていない自治体の財政運営は厳しい状況に陥り易い。一方で、今後の人口減、都市部への人口集中を視野に入ると、人口要件を柱とする過疎要件とそれに基づく補完的財政支援措置だけでは拡大する人口減少地域の経済社会活動を維持することは困難となる。

基礎自治体の機能の多様化等戦後の地方自治体の画一的体制自体を見直していく必要がある。過疎地域の近接性の原則を機能させるためには、補完性の原則によって多面的に広域自治体等が役割を代替できる仕組み、そして地域産業政策等を活性化する規制改革等の議論が必要である。